

宅地開発に関する山北町民間提案制度運用指針

1. 趣旨

町では、宅地開発に際し、民間事業者からアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求め、町民サービスの向上や業務の効率化、地域経済の活性化、財政負担の軽減、地域課題の解決など、本町の自治体経営に資する提案を審査・選定し、提案者との対等の関係で協議を経て事業化するための制度（以下、「民間提案制度」という。）の導入をすることとしました。

この運用指針は、民間提案制度の導入にあたっての基本的な考え方を示すとともに必要な事項を定めるものです。

2. 制度概要

民間提案制度は、民間活力を活用した住宅地の開発や基盤整備を適切に誘導・促進を図るという業務の効率化、行政サービスの質の向上、地域課題の解決等に資する民間事業者の提案を募集し、内容を審査して採用された提案について提案者と協議を行い、協議が調った場合には提案者と契約締結等し事業化するものです。なお、協議が調わなかった場合や関係予算が成立しなかった場合には、提案は事業化されません。

3. 提案の要件

（1）提案内容

1) 提案内容は、次のいずれかに該当するものとします。

- ①地域課題の解決につながるもの
- ②まちの魅力向上につながるもの
- ③生活の質の向上につながるもの
- ④地域経済の好循環につながるもの
- ⑤歳入の増加、歳出の削減につながるもの

2) 原則として、本町における新たな財政負担を伴わないものとします。（本町が新規に予算計上をすべきと判断したものについては、この限りではありません。）

（2）対象としない提案

- 1) 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの
- 2) 法令等により、町が直接行うものとされているもの
- 3) 独自性や独創性のある提案でないもの
- 4) 法令等に抵触するもの
- 5) 過度な財政負担が生じるもの
- 6) 本町がすでに事業化を検討しているもの（町政運営に大きな貢献をすると認められる場合を除く）

（3）事業実施期間

事業の実施期間は、町と事業者と協議の上、決定します。例外的に、長期の事業でないと成立しないものについては、別途、町と事業者との協議によって決定します。

4. 参加資格

提案者は、町内、町外を問わず、次に掲げる要件をすべて満たす法人、個人事業主若しくは任意団体又は法人等のグループとします。

なお、グループの場合は、全構成員が要件を満たしていることとします。

- (1) 提案内容の実施主体となる意思があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (3) 山北町暴力団排除条例(平成23年山北町条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 提案受付期限から審査結果公表の日まで、山北町工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) その他、募集する案件に応じて定める要件

※グループで応募する場合には、代表となる事業者を決め、代表事業者が提案書類を提出してください。また、原則として、提案時にすべての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

5. 民間提案制度の流れ

1	提案の募集	募集要項を公表し、提案の募集を開始します。
2	事前相談・現地見学	提案を作成いただくにあたっての事前相談及び現地の見学の期間を設けます。
3	提案の受付	民間事業者からの提案を受け付けます。
4	協議対象提案の採用	提出された提案を審査し、協議対象を採用します。
5	詳細協議	採用された提案について、事業の実施に向けた諸条件を協議します。協議にあたり必要に応じて協定を締結します。
6	予算措置・議決	必要に応じて予算措置等を進めます。
7	契約締結等	詳細協議・予算措置等が成立した場合は、契約を締結します。
8	事業実施	事業を履行します。

6. 提案の募集

提案を求める対象施設等の必要事項を募集要項に定め、町ホームページ等に公表します。

7. 事前相談・現地見学

提案作成のための事前相談及び現地見学を受け付けます。事前相談は、採用後の実現可能性を高めるため必須としますが、現地見学の有無が審査に影響を及ぼすことはありません。

また、事前相談及び現地見学は個別に実施し、相談内容は非公開とします。

8. 提案の受付

(1) 提出書類

- 1) 提案提出書
- 2) 誓約書
- 3) 提案者に関する基本的事項
- 4) 提案概要書
- 5) 補足資料

※山北町競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、原則、次の書類も紙媒体で1部、提出してください。

- 6) 登記事項証明書
- 7) 財務諸表（直近2年分）
- 8) 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

(2) 提案書類の取扱い

- 1) 提出書類は返却しないものとします。
- 2) 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しません。
- 3) 提案書等は、山北町情報公開条例（平成13年山北町条例第19号）に基づく公開請求の対象となりますが、公開範囲については、事前に提案者への意見照会を行い決定します。提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは非公開とします。

(3) 提案の受付期間

募集の公表から提案書の提出期限までは、公平性の確保のため原則として2か月以上設けるものとします。

9. 協議対象提案の選定

(1) 提案の審査

- 1) 水上地区土地利用の推進に向けた民間提案審査委員会において審査を行い、採用又は不採用を決定します。
- 2) 審査委員は、本町職員で構成するものとしますが、必要に応じて外部有識者の意見を聴取するものとします。
- 3) 提案書に基づくプレゼンテーションを受けて審査します。（簡易な案件については、書類審査のみで採用を決定しても構わないものとします。）
- 4) 応募が多数になった場合等、提出書類による一次審査を実施する可能性があります。

(2) 審査結果の通知・公表

- 1) 提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、町ホームページで公表します。

- 2) 町ホームページでの公表は、採用した提案の提案名称及び提案概要、不採用とした提案については提案名称のみとします。また、事業化に向けた詳細協議を経て、契約締結等に至った場合は提案者名も公表します。
- 3) 審査結果に関する質問の機会を設定します。

10. 詳細協議及び契約締結等

(1) 詳細協議

- 1) 採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた協議及び必要に応じて関係者との調整を行います。
- 2) 協議にあたっては、国から示される最新の制度や指針等を、可能な限り、提案内容に反映させるものとします。
- 3) 協議にあたっては、必要に応じ、町と提案者の間で事業化に向けた協定を締結するものとします。
- 4) 協議の期間は、原則として提案の採用から6ヶ月以内とします。ただし、町及び提案者は、できる限り短期間で協議が調うよう努めるものとします。
- 5) 協議の結果は、町ホームページで公表します。
- 6) 協議により提案内容の実施が明らかに困難であることが判明した場合は、協議不調とし、事業化を見送ります。
- 7) 協議が不調となった場合は、締結した協定を解除します。また、協議の過程において、提案者が負担した費用やリスク等について町は責任を負いません。

(2) 予算措置・議決

協議が整ったものは、必要に応じて予算措置の手続きを進めます。

(3) 契約締結等

協議及び予算措置等が成立したときは、契約締結等を行います。

11. 事業者のモニタリング

事業者は、事業実施後の町のモニタリング調査に協力するものとします。

12. その他

- (1) 応募に関する費用及び協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を遵守することとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
- (3) 提案者の構成員又は事業実施に際して採用する業者には、積極的に町内業者を採用するよう努めるものとします。
- (4) 失格事項
提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - 1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - 2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- 3) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- 4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 民間提案制度は、解除条件付きの制度であるため、関係予算が成立しない等の理由により提案の事業が実施できなくなった場合には、提案は事業化されません。

民間提案制度の流れ

